

(非公式訳)

投資委員会布告

第 3/2557 号

件名：南部国境における産業発展の投資促進政策

南部国境において投資を促進するため、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は、投資奨励の規定を以下の通り発布する。

第1項 南部国境県とはナラティワート県、パタニ県、ヤラ県、サトゥーン県およびソンクラ県のチャナ郡、ナータウィー郡、サバヨイ郡そしてテーパー郡を意味する。

第2項 南部国境県における一般投資奨励政策

2.1 南部国境権に投資し、仏暦 2557 年(2014 年)12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に添付された投資奨励対象業種を国益のある特別優先業種とし、以下条件に基づき、次の恩典を付与する。

2.2 恩典

2.2.1 機械の輸入関税を免除する。

2.2.2 上限無し 8 年間法人所得税を免除する。

2.2.3 国内向け製造に必要な輸入原材料および必要資材に 5 年間輸入関税を 75%減免する。

2.2.4 法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間法人所得税を 50%減免する。

2.2.5 奨励事業より収入の発生日より 15 年間運送費、電気代、水道代の 2 倍控除を可能とする。

2.2.6 インフラの設置、建設に投資した金額に通常の前償却より 25%増しで控除を可能とする。

2.2.7 非税的恩典

2.3 条件

2.3.1 プロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除き)が 50 万バーツ以上あること。

2.3.2 奨励申請するプロジェクトに国内の中古機械の使用を許可するが、その金額が上限 1,000 万バーツまでとし、また新品機械も中古機械の 4 分の 1 以上投資すること。

2.3.3 投資奨励申請期限を 2017 年 12 月 31 日までとする。

第3項 既存プロジェクト業者が新規プロジェクトに投資する場合の、南部国境県における特別投資促進処置は以下の通りとする。

3.1 既存プロジェクトとは奨励プロジェクトか否か問わず、また南部国境県に立地したプロジェクトか否かも問わず、すでに実行されており、奨励対象事業である業種を意味する。

3.2 新規プロジェクトとは南部国境県における投資奨励を申請する新規プロジェクトで3.1項に基づく既存法人あるいは既存プロジェクトの企業グループが全株式をもつ株主となる新法人を意味する。

3.3 新規プロジェクトに投資する既存プロジェクトに、以下条件に基づき既存のプロジェクトおよび新プロジェクトとともに以下の恩典を付与する。

3.3.1 恩典

既存プロジェクト

(1) 南部国境県における新規プロジェクトの土地代および運転資金を除き、投資金額の100%まで法人所得税を3年間免除する。

(2) 非税的恩典

新規プロジェクト

(1) 機械の輸入関税を免除する。

(2) 上限無し8年間法人所得税を免除する。

(3) 国内向け製造に必要な輸入原材料および必要資材に5年間輸入関税を75%減免する。

(4) 法人所得税免除期間終了後、さらに5年間法人所得税を50%減免する。

(5) 奨励事業より収入の発生日より15年間運送費、電気代、水道代の2倍控除を可能とする。

(6) インフラの設置、建設に投資した金額に通常の前償却より25%増しで控除を可能とする。

(7) 非税的恩典

3.3.2 条件

(1) プロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除き)が50万バーツ以上あること。

(2) 奨励申請するプロジェクトに国内の中古機械の使用を許可するが、その金額が上限1,000万バーツまでとし、また新品機械も中古機械の4分の1以上投資すること。

(3) 新規プロジェクトが機械を設置し、創業の準備ができた時点で既存プロジェクトの奨励申請をすること。

(4) 投資奨励申請期限を 2017 年 12 月 31 日までとする。

第 4 項 南部国境県における工業団地あるいは工業区、南部国境県における工業団地あるいは工業区、もしくは南部国境県投資促進に基づくクラスター地区に立地したプロジェクトの投資促進政策。

4.1 南部国境県における工業団地あるいは工業区の事業者、南部国境県における工業団地あるいは工業区、もしくは南部国境県投資促進に基づく委員会が定めたクラスター地区に立地したプロジェクトに以下の条件に基づき、以下の恩典を付与する。

4.1.1 最初のプロジェクトへの投資は第以下の恩典を付与する。

- (1) 機械の輸入関税を免除する。
- (2) 上限無し 8 年間法人所得税を免除する。
- (3) 国内向け製造に必要な輸入原材料および必要資材に 5 年間輸入関税を 75% 減免する。
- (4) 法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間法人所得税を 50% 減免する。
- (5) 奨励事業より収入の発生日より 15 年間運送費、電気代、水道代の 2 倍控除を可能とする。
- (6) インフラの設置、建設に投資した金額に通常の前償却より 25% 増して控除を可能とする。
- (7) 非税的恩典

4.1.2 条件

- (1) プロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除き)が 50 万バーツ以上あること。
- (2) 奨励申請するプロジェクトに国内の中古機械の使用を許可するが、その金額が上限 1,000 万バーツまでとし、また新品機械も中古機械の 4 分の 1 以上投資すること。
- (3) 委員会が定めた規定に基づき奨励プロジェクトに外国人未熟練労働の使用を許可する。

4.2 委員会が定めた条件に基づき、最初のプロジェクトの拡大プロジェクトを既存プロジェクトの法人名義で奨励申請する場合、最初のプロジェクトを拡大プロジェクトを合併し、以下の恩典を付与する。

4.2.1 恩典

- (1) 機械の輸入関税を免除する。
- (2) 上限無し 8 年間法人所得税を免除する。

(3) 国内向け製造に必要な輸入原材料および必要資材に 5 年間輸入関税を 75%減免する。

(4) 法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間法人所得税を 50%減免する。

(5) 奨励事業より収入の発生日より 15 年間運送費、電気代、水道代の 2 倍控除を可能とする。

(6) インフラの設置、建設に投資した金額に通常の減価償却より 25%増しで控除を可能とする。

(7) 非税的恩典

4.2.2 条件

(1) プロジェクトの投資金額(土地代および運転資金を除き)が 50 万バーツ以上あること。

(2) 奨励申請するプロジェクトに国内の中古機械の使用を許可するが、その金額が上限 1,000 万バーツまでとし、また新品機械も中古機械の 4 分の 1 以上投資すること。

(3) 委員会が定めた規定に基づき奨励プロジェクトに外国人未熟練労働の使用を許可する。

(4) 最初のプロジェクトの法人税免除恩典が満期するまでに奨励を申請し、収入を発生すること。

(5) 2017 年 12 月 31 日までに奨励申請した最初のプロジェクトの奨励事業であること。

4.3 投資委員会事務局は最初のプロジェクト奨励証書を廃止し、最初のプロジェクトと拡大プロジェクトと合併した新しい奨励証書を発行する。

2015 年 1 月 1 日より有効とする。

布告日 2014 年 12 月 28 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)

投資委員会委員長

ประกาศ กคท.ที่ 3/2557 เรื่อง นโยบายส่งเสริมการลงทุนเพื่อพัฒนาอุตสาหกรรมในพื้นที่จังหวัดชายแดนภาคใต้
(非公式訳)

18 ธันวาคม 2557